都道府県の子どもの貧困対策事業調査 2016

報告書

2016 年 8 月

子どもの貧困対策「見える化」プロジェクト

首都大学東京　子ども・若者貧困研究センター

日本大学／公益財団法人あすのば

目次

1. 本調査について
（1）背景及び目的
（2）調査対象、調査方法および実施期間
（3）調査内容
（4）グッド・プラクティスのリスト

2. 子どもの貧困対策事業・制度（教育支援）
Ⅰ 幼児教育関連
Ⅱ スクールソーシャルワーカー（SSW）関連
Ⅲ 学習支援関連
Ⅳ 進学支援関連
Ⅴ 高等学校関連

3. 子どもの貧困対策事業・制度（生活・就労・経済的支援）
Ⅰ 児童養護施設関連
Ⅱ 食生活・放課後支援関連
Ⅲ ひとり親世帯への支援関連
Ⅳ 住宅支援関連
Ⅴ その他：ワンストップ相談窓口

4. 子どもの貧困対策事業・制度（実態調査・推進体制）
Ⅰ 子どもの貧困の実態調査関連
Ⅱ 子どもの貧困対策の推進体制関連

5. 考察

6. 資料
付表1 事業ごとの実施自治体数
付表2 調査票

子どもの貧困対策「見える化」プロジェクトメンバー

阿部　彩	首都大学東京都市教養学部教授・子ども・若者貧困研究センター長
末冨　芳	日本大学文理学部　教授
村尾　政樹	公益財団法人あすのば　事務局長
佐久間　邦友	郡山女子大学家政学部　専任講師
小田川　華子	首都大学東京子ども・若者貧困研究センター　特任研究員
内藤　朋枝	首都大学東京子ども・若者貧困研究センター　リサーチアシスタント

＜調査票発送準備・回収協力＞

小河　光治　　公益財団法人あすのば　代表理事

公益財団法人あすのば学生有志

1．本調査について

（1）背景及び目的

子どもの貧困対策の推進に関する法律が平成 25 年に制定されてから約 3 年が経過し、各自治体は手探りで、施策を講じてきている。同法において、「子どもの貧困対策は、子ども等に対する教育の支援、生活の支援、就労の支援、経済的支援等の施策を、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのない社会を実現することを旨として講ずることにより、推進されなければならない。」（第二条 基本理念）と謳われ、「地方公共団体は、基本理念にのっとり、子どもの貧困対策に関し、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」（第四条）と定められているが、具体的にはどのような施策が実施されているのだろうか。

そのような観点に立ち、首都大学東京子ども・若者貧困研究センター、日本大学および公益財団法人あすのばは、共同で「子どもの貧困対策『見える化』プロジェクト」を立ち上げ、各自治体の子どもの貧困に対する施策の実施状況を明らかにすることにした。

本調査は「子どもの貧困」という課題に対して各都道府県がどのような施策を通して対策を行っているのかを全国横断的に把握し、各自治体の施策のさらなる充実、展開の参考となるようなグッド・プラクティスを見つけ出すことを目的とするものである。

（2）調査対象、調査方法および実施期間

本調査は全国 47 都道府県を対象に、各自治体の子どもの貧困対策を担当していると思われる部署にアンケート調査票（付表 2）を郵送し、46 都道府県から回答を得た。アンケート調査実施期間は平成 28 年 4 月 18 日～6 月末。熊本県は、4 月半ばから断続的に発生した震災の復旧復興に注力しなければならず、回答を得ることが難しかった。

その後、アンケート調査及び添付資料を参考に、興味深い事業について、インターネットなどで詳しく調べたうえで、各自治体に聞き取り（訪問や電話）調査を行い、「グッド・プラクティス」の内容把握を行った。

（3）調査内容

アンケート調査では、①教育支援（17 項目）、②生活・就労・経済的支援（16 項目）、③子どもの貧困対策の推進体制（5 項目）について「実施（予定）」の有無および、「実施」の場合、都道府県の「独自予算」で実施しているかどうかについて聞いた。

本報告書では、各項目の実施傾向について解説するとともに、「独自予算」について「都道府県が 10／10 を負担するもの」という統一的な解釈がなされていると考えられる次の 4 項目については、「独自予算」による実施の傾向についても報告する。

(a) 教育支援「Ⅱ（2）高等学校へのSSW配置、派遣事業」

(b) 教育支援「Ⅴ（3）低所得層・ひとり親世帯等の高校生への学用品・制服等補助」

(c) 生活・就労・経済的支援「Ⅲ(1)ひとり親世帯への支援策をまとめたパンフレットの製作・配布」

(d) 生活・就労・経済的支援「Ⅲ(2)「児童扶養手当」への上乗せや貸付等の経済的支援」

(4)グッド・プラクティスのリスト

本報告書では、下記の先進的な事業やユニークな事業を「グッド・プラクティス」として紹介する。

＜教育支援＞

神奈川県　高校へのソーシャルワーカー配置・活用ガイドライン
京都府・大阪府　私立高校無償化・授業料負担軽減制度
東京都　受験生チャレンジ支援貸付事業
岩手県　いわての学び希望基金
大阪府　高校内居場所(カフェ)による中退予防

＜生活・就労・経済的支援＞

滋賀県　「遊べる・学べる淡海子ども食堂」モデル事業
京都府　母子世帯への所得制限なしの給付金
東京都　ひとり親世帯等への児童育成手当
新潟県　ひとり親への伴走型支援などの就労支援
埼玉県　子育て支援住宅・若年世帯向け子育て支援住宅供給事業
福岡県　子ども支援オフィス

＜推進体制＞

沖縄県　沖縄県子どもの貧困率調査
長野県　「子どもの声アンケート」
神奈川県　かながわ子どもの貧困対策会議・子ども部会
北海道　北海道子どもの貧困対策ネットワーク会議

都道府県の子どもの貧困対策事業調査2016

グッド・プラクティス事例

＊＊＊＊＊＊＊＊

＜教育支援＞

神奈川県　高校へのソーシャルワーカー配置・活用ガイドライン
京都・大阪府　私立高校無償化・授業料負担軽減制度
東京都　受験生チャレンジ支援貸付事業
岩手県　いわての学び希望基金
大阪府　高校内居場所(カフェ)による中退予防

＜生活・就労・経済的支援＞

滋賀県　「遊べる・学べる淡海子ども食堂」モデル事業
京都府　母子世帯への所得制限なしの給付金
東京都　ひとり親世帯等への児童育成手当
新潟県　ひとり親への伴走型支援などの就労支援
埼玉県　子育て支援住宅・若年世帯向け子育て支援住宅供給事業
福岡県　子ども支援オフィス

＜推進体制＞

沖縄県　沖縄県子どもの貧困率調査
長野県　「子どもの声アンケート」
神奈川県　かながわ子どもの貧困対策会議・子ども部会
北海道　北海道子どもの貧困対策ネットワーク会議

＊＊＊＊＊＊＊＊＊

2. 子どもの貧困対策事業・制度（教育支援）

Ⅰ 幼稚園の保育料補助

ひとり親・低所得世帯等への保育料補助については、22 自治体が実施している。宮城県からは「東日本大震災で被災した幼児に対し保育料等を減免する私立幼稚園の設置者に対して補助する」事業を実施しているとの回答をいただいた。また島根県では低所得層の第 1 子、第 2 子の保育料軽減のための市町村への独自交付金を平成 28 年度に創設している（島根県平成 28 年度当初予算の要求概要）。

Ⅱ スクールソーシャルワーカー（SSW）関連

（1）SSW 雇用事業（小中学校・教育事務所等派遣）

都道府県独自の SSW 雇用による小中学校・教育事務所等派遣については、すべての自治体が実施している。千葉県では、平成 27 年度に 5 名の SSW を平成 28 年度に 10 名に拡大し、県内小中学校の拠点校に配置する方式での事業を実施している(平成 28 年度千葉県スクールソーシャルワーカーの募集について)。市町村独自の SSW 雇用もあるが、小規模市町村への SSW 配置やスーパーバイザー的な役割を果たす SSW 派遣については県の役割も大きいと考えられる。

また SSW 雇用事業と関連して、就学前段階の取組みを行っている大阪府の回答も注目される。「私立幼稚園キンダーカウンセラー事業補助金」においてキンダーカウンセラーとして臨床心理士等を招へいし、在園児の保護者のみならず地域の子育て世帯も対象とした子育て相談、保護観察などを実施する私立幼稚園等に対して補助している。就労低所得世帯の乳幼児が在籍する可能性が高い保育園への支援や、ソーシャルワーカー派遣なども、早期からの子どもの貧困対策としては重要と考えられ、今後の普及、展開が期待される。

（2）高等学校へのSSW配置・派遣

高等学校へ SSW 配置は 40 自治体が実施、うち新潟、京都、広島、大分の 4 が独自予算と回答している。大阪府の場合、キャリア教育支援のための SSW 配置（就職希望者の多い府立高校 4 校と重点校 2 校に配置・重点校ではおおむね週1回訪問）、様々な課題を抱える生徒のための SSW 配置（定時制 4 校）、エンパワーメントスクールへの SSW 配置（義務教育段階からの「学び直し」のカリキュラムを徹底するタイプの高校、重点校1校および4校に配置）という支援体制を採用している。京都府では府の拠点校2校にそれぞれ SSW 配置（週 2 日・6 時間）、また拠点校1校に SSW 配置（週1回・6 時間）を実施している。拠点校からエリア内の要請依頼に対応する方式である。高校

SSW は中学校 SSW との兼務であり、市町村と都道府県の所管の違いによって支援が途切れがちな中学校と高校間での支援の接続の視点からも注目される。

（2）高等学校への SSW 配置・派遣	件数	%
実施していない	6	13.0
実施（予定）	40	87.0
うち独自予算	（ 4）	（ 8.7）
合計	46	100.0

グッド・プラクティス
神奈川県　高校へのソーシャルワーカー配置・活用ガイドライン

神奈川県では、拠点校 21 校に 1 名ずつ（週 2 日・7 時間）の SSW が配置されており、拠点校およびエリア内高校の支援を実施している。また、それと並行して、平成 23 年度より「スクールソーシャルワーカー活用ガイドライン」を整備しオンライン公開し、活用事例に高校のケースも示すなどの取り組みが注目される。

Ⅲ 学習支援関連

（1）小中学生への学習支援（都道府県直営）

都道府県直営にて実施している、または実施予定であると回答したのは 13 自治体であった。

例えば、福岡県の「福岡県子どもの貧困対策推進計画」では、地域による学習支援として、「公立大学法人福岡県立大学の学生が小・中学校の学習支援を行うことで、子どもの学力向上を図ります」と謳っている。

（2）小中学生への学習支援（市区町村・民間に補助・委託）

次に、都道府県が市区町村・民間に補助や委託する方式で実施している小中学生への学習支援についてみてみると、42 の自治体で実施している、または実施予定と回答している。

例えば、福井県の「ひとり親家庭の学習支援事業」では、「ひとり親家庭となり家庭環境が変化した児童・生徒サポートし、義務教育の段階から学習意欲の低下を防ぐため、学習ボランティアによる学習の支援を行い、子どもの健全育成と自立」を促すことを目的に、福井県母子寡婦福祉連合会に委託し、県内在住のひとり親家庭の児童・生徒（小学1年生から中学 3 年生まで）を対象の学

習支援事業を展開している。実施地区は、福井市、敦賀市、小浜市、大野市、鯖江市、坂井市である。事業は月 3 回(1 回当たり約 2 時間)、1 地区当たり年間 36 回開催である。

(3)高校生への学習支援事業(都道府県直営)

都道府県直営による高校生への学習支援事業を実施していると回答した都道府県は、9 自治体にとどまっている。そのうち、独自予算で実施している神奈川県では、「勤労青少年の県立高等学校の定時制課程及び通信制課程への修学を促進し、教育の機会均等を保障するため、教科書学習書の給与」を実施している。

(4)高校生への学習支援事業(市区町村・民間に補助・委託)

市区町村や民間に補助や委託をすることによって、高校生への学習支援事業を実施している・実施予定と回答した都道府県は、17 自治体であった。しかし独自予算で実施していると回答した都道府県はなかった。

(5)(民間に委託・補助で実施の場合)NPO 団体との連携

NPO 団体と連携し学習支援を実施・実施予定であると回答したのは、16 自治体であった。例えば、山形県では、地域における学習支援・子どもの居場所づくりの取り組みの一環として、『山形県子どもの貧困対策推進計画』において「貧困な状態にある家庭等の子どもの学力向上や居場所づくりに取り組む市町村や NPO 等を支援します。また、市町村や NPO 等による基本的な生活習慣の習得支援や学習支援、食事の提供を行う複合型支援を促進します」と記載されている。

(6)学習支援事業での有償ボランティア(賃金の補助)

学習支援事業での有償ボランティアを実施している、実施予定と回答した都道府県は、18 自治体であった。

長野県では、低所得世帯の子どもへの学習支援事業の一環として、ひとり親家庭への学習支援事業を拡大し、「低所得世帯の多いひとり親家庭の子ども等に対し、食事の提供を含めた居場所づくりへの支援や学習支援ボランティアを活用した学習指導や進路相談を実施」を掲げており、平成 28 年度の予算額として 14,316 千円が計上されていた。

Ⅳ 進学支援関連

(1)低所得層・ひとり親世帯等への高校・大学・専修学校等受験費用・入学金補助

低所得層・ひとり親世帯等への高校・大学・専修学校等受験費用・入学金補助については、19 自治体が実施している。高校の入学金補助について、補助金や給付型奨学金を導入している事

例が多いと考えられる。

福井県では「福井県きぼう応援奨学金（給付型奨学金）」を実施している。同奨学金は年額 21 万 6 千円を高校 3 年間にわたって給付する制度で、平成 27 年度には低所得世帯出身で勉強やスポーツを頑張る生徒 20 名への交付実績がある。（福井県ホームページ「福井県きぼう応援奨学金の奨学生内定について」）。長野県でも年収約 590 万円未満世帯に対して私立高等学校授業料等軽減事業補助金として、入学金（全日制：24,500 円・通信制：14,800 円）や授業料補助を実施している。

グッド・プラクティス
東京都受験生チャレンジ支援貸付事業

東京都の受験生チャレンジ支援貸付事業は、中学 3 年生・高校 3 年生又はこれに準じる方を対象に、高校・大学等の受験料として中学 3 年生に 27,400 円、高校 3 年生に 8 万円を上限として貸付を実施するものである。また、学習塾等の費用として 20 万円を上限に貸付けており、いずれの資金も対象校への入学により返済が免除となることから、進学機会の保障政策として注目される（不合格の場合でも、事業の収入基準以下の世帯かつ勉学への真摯な努力が認められた場合には返済が免除となる場合がある。）

（2）低所得層・ひとり親世帯等への塾・習い事等の費用補助

低所得世帯・ひとり親世帯等への塾・習い事等の費用補助は、7自治体が実施している。青森県の場合では、現物給付サービスである「青森県こどもサポートゼミ開催事業」を委託事業として実施している。また震災の影響で今回の調査対象からは外れているが、熊本県ではひとり親等の小中学生を対象とした「地域の学習教室」の設置のほかに、県内の民間学習塾の協力により受講料割引制度を実施し県ホームページで事業者一覧を公開している「応援の塾」の試みが注目される。

Ⅴ 高等学校関連

（1）低所得世帯の私立高等学校の授業料無償化

私立高校の授業料無償化については、32 自治体が実施している。ここではやはり大阪府の先進的事例をまず取り上げておくべきであろう。同様の試みは京都府（年収 500 万円未満世帯で実質無償、年収 910 万円未満まで一部助成対象）、兵庫県（年収 590 万円未満世帯まで一部助成）、栃木県（生活保護世帯のほかに生活困窮世帯、被災世帯が対象）など実施されている。埼玉県で

も独自調査により「全日制高校の場合、全国トップクラス（第 4 位）の補助を行っています」とし、年収約 500 万円未満の世帯の私立高校無償化、年収 609 万円未満世帯については年 25 万円を国の支援金制度に上積みする方式を採用している（埼玉県ホームページ「私立学校の父母負担軽減事業について」）。

高校教育機会が準義務化し、公立高校に合格しなかった場合、より厳しい環境にある生徒が私立高校に進学せざるを得ない事情がある。低所得世帯やひとり親世帯の私立高校生に対しては、いっそうの支援の拡充が重要である。

グッド・プラクティス

京都府・大阪府　私立高校無償化・授業料負担軽減制度

京都府と大阪府では、私立高校無償化政策を全国に先駆け平成 23 年度より導入している。

京都府では年収 500 万円未満世帯で授業料負担が実質無償となり、年収 500 万円以上年収 910 万円未満まで一部補助となる支援対象となる所得ゾーンが広い。また支援される授業料も京都府では年額 65 万円と府内私立高校の授業料の標準額に合わせて全額補助もしくは一部補助が行われる。（京都府ホームページ「私立高等学校あんしん就学支援事業」）

大阪府では年収 590 万円未満世帯で授業料負担が実質無償となり、年収 590 万円以上 800 万円未満世帯まで一部補助をしている。補助する授業料は、58 万円である。（大阪府ホームページ「平成 28 年度以降に入学する皆さんへの授業料支援制度について」）。

（2）低所得層・ひとり親世帯等の通学費補助

「低所得層・ひとり親世帯等の通学費補助」は 18 自治体が実施しているが、生活保護世帯への生業扶助（通学のための交通費）を支給しているだけの所がほとんどである。

その中で、独自の補助を行っているのは京都府である。京都府は、生活保護世帯への交通費支給だけでなく、府の独自事業として、生活保護世帯以外の世帯を対象に交通費支給を行っている。所得と世帯人数、世帯類型に応じて府内の公立、または私立の高等学校に在学する生徒には通学費の一部を支給している。

具体的には、「補助額＝（定期乗車券等年間購入額－22,100 円(17,000 円)×定期券等購入月数）×1／2」の計算式によって金額を定めている。

支給は、交通費を1カ月当たり 22,100 円を超えて負担している者が対象で、母子・父子世帯や障害者・長期療養者が世帯にいる場合は、1カ月当たり 17,000 円を超えて負担している者が対象となる。世帯人数によって所得基準額を定めており、例えば、3 人以下の世帯の場合、前年の世帯所得が 674 万 9 千円以下、4 人世帯で 696 万 2 千円以下が対象となる。また、母子・父子世帯や障害者・長期療養者が世帯にいる場合は別途、基準額を定めている。

また北海道では「中学校卒業時に募集停止校所在市町村又は募集停止校遠方市町村に居住し、かつ、その市町村の所在する中学校を卒業して、通学区域内の他の高校へ修学した生徒の保護者等」に通学費や下宿費を補助し、2 人世帯の場合年収 558 万円以下という基準を設定している（北海道ホームページ「高等学校生徒遠距離通学費等補助事業」）。通学費は保護者負担が月 1 万円となるように、また下宿費は月 2.5 万円を上限として支給されている。

（3）低所得層・ひとり親世帯等の学用品・制服等補助

低所得世層・ひとり親世帯等の学用品・制服等補助については、28 自治体が実施している。本事業は、元々「定時制通信教育教科書等給与事業」として、国庫補助事業で実施されていたもので、支給対象は教科書代であった。現在は都道府県事業となっている。このように、国庫補助事業だったものをそのまま都道府県事業として踏襲し、独自予算事業として行なっていると回答した自治体が複数あった。高校生給付型奨学金によって、授業料以外の就学費を支援しようとする政策は都道府県レベルでは広く普及している。また、岩手県は基金制度として独自性の高い事業を行っている。

(3)低所得層・ひとり親世帯等の学用品・制服等補助	件数	%
実施していない	18	39.1
実施（予定）	28	60.9
うち独自予算	(5)	(10.9)
合計	46	100.0

グッド・プラクティス
岩手県　いわての学び希望基金

岩手県における学用品・制服等補助は、特に財源の独自性が高く、東日本大震災津波で被災した子どもたちを支援することを目的に設置された「いわての学び希望基金」として、国内外から集められた寄付金を活用した 100%独自予算の事業となっている。支給対象は、教科書・制服・修学旅行費で、対象者は、東日本大震災津波に被災した岩手県内の公立高校、高等専門学校に在学している生徒など。対象金額は教科書代が 15,000 円（年度）、制服が 23,550 円、修学旅行費が 90,000 円だった。

（4）中退予防に関する事業

中退予防に関する事業については、24 自治体が実施している。沖縄県では沖縄子供の貧困緊急対策事業「県立学校の居場所づくり運営支援事業」として高校内の空き教室を利用した「居場所」を平成 28 年度に設置する。同様の事業が大阪府では平成 24 年度から開始されており、中退予防事業の今後の全国的展開が期待される。

グッド・プラクティス
大阪府　高校内居場所（カフェ）による中退予防

平成 24 年度に事業か開始され、徐々にカフェを設置する学校数を増加させてきた。平成 27 年度は「高校中退・不登校フォローアップ事業」として公立・私立 21 校に休み時間や放課後の生徒の居場所となるカフェを設置している。

運営方式は次のようになる。大阪府青少年課が民間支援団体に委託し、生徒が孤立しないように高校内に居場所（カフェ）設置をする、教員は孤立しがちで教員の目線も弱くなりがちな「ぼっち系」の生徒を中心に居場所を紹介、参加サポートをする。

居場所スタッフが家族、友人関係や生活、アルバイト等の悩みをキャッチし、教職員・SSW・SC、外部の職業・福祉関連機関と連携して、生徒の課題を改善、学校定着をはかる。

大阪府が文部科学省の補助を受けて平成27年度に行った評価でも、生徒自身の自己受容が改善したり、中退予防につながると認識した担当教員が7割程度となるなど、有効性が確認された。

（5）ひきこもり状態にある生徒への支援事業

ひきこもり状態にある生徒への支援事業については、22 自治体が実施している。東京都では「東京都ひきこもりサポートネット」の相談窓口を設け、電話やメール等での相談や訪問の相談を受け付けている。奈良県でも臨床心理士によるひきこもり状態の若者への訪問事業を実施するなど、アウトリーチに対し積極的な自治体は少なくない。

3. 子どもの貧困対策事業・制度（生活・就労・経済的支援）

Ⅰ 児童養護施設関連

（1）施設等退所後の相談支援・就職活動支援事業

29 自治体で児童養護施設退所後の相談支援・就職活動支援事業が行われている 。

高知県では、児童養護施設等の入所児童の学習・自立支援や退所児童の生活支援等を実施することにより、社会的養護施設の支援機能を強化し、施設入所児童の処遇を充実することを目的に、施設が専任の相談支援職員を配置した場合に、その経費について独自予算で補助している。（入所児童自立支援等事業費補助金 H28 年度予算額 8,956 千円）

東京都では、施設退所後等に就労や生活の悩みなどを相談でき、同じ悩みを抱える者同士が集える場所として「ふらっとホーム」(地域生活支援事業)を平成 20 年度に開始し、現在都内 2 か所で運営している。平成 22 年度からは、施設退所者及び施設退所予定者に対するソーシャル・スキル・トレーニング、相談支援、就職活動支援、施設退所者等が働きやすい職場の開拓及び就職後の職場訪問等を行う「児童養護施設退所者等の就業支援事業」を委託事業で実施している。平成 24 年度には、入所児童の就職や進学に向けた準備から退所後の継続的な支援を専任で行うほか、進路指導に関する施設職員への助言、学習支援に取り組む地域のボランティア団体等との連携などを行う「自立支援コーディネーター」を児童養護施設に配置する取組を開始し、現在 56 施設に配置している。平成 25 年度には自立援助ホームに、就労定着支援等を行う「ジョブ・トレーナー」を配置する取組も開始し、現在 13 ホームに配置している。

（2）施設退所者等の自立支援金貸付事業

児童養護施設等退所者を対象とする自立支援金貸付事業を実施（予定）していると回答したのは 43 自治体であった。児童養護施設退所児童等が「生活福祉資金貸付制度」を積極的に活用するための制度改正が平成 16 年に行われたことにより、施設退所者が就職するにあたり必要なアパートの賃借料や就学に必要な資金等の貸付けが全国で行われている（自立支援資金貸付事業）。これに加えて、関連の貸付事業を独自に行っている自治体は東京都など少数あった。

東京都では平成 19 年度より、「新生活サポート事業」のなかの「自立生活スタート支援事業」として、都社協に補助を出す形で、転居資金 32 万円、就職支度金 10 万円、技能習得資金 30 万円、就学支度資金 50 万円を限度額として貸し付けている。

また、児童養護施設等退所者の就職やアパート賃借にあたり、施設長が身元保証人を引き受けやすくするために、保証人に損害賠償や債務弁済の義務が生じたときに求められる賠償額のうち、一定額を支払う「身元保証人確保対策事業」は、都道府県等が実施主体となり、保証料の 2 分の 1 を国と都道府県等が補助して行うものである。厚生労働省が定める要綱（平成 24 年度一部改正）に基づき、全国社会福祉協議会が保証機関となり、全国で実施されている。

Ⅱ 食生活・放課後支援関連

(1)「子ども食堂」事業

子どもの「食」を支援する取り組みの必要性は徐々に認識されつつあるものの、具体的な取り組みを都道府県の事業として行っている都道府県は少ない。本調査からは、直営で実施している都道府県は見られず、寄付の仕組みやネットワーク作り、他事業との抱き合わせなどの間接的な支援の例が散見された。

「子ども食堂」事業については、朝日新聞の報道によると全国で 319 か所にて行われているが(朝日新聞 2016/7/1)、大多数は民間の取組であり自治体の関わりは少ない。本調査では 10 自治体が「実施」または「実施予定」であることが明らかになったが、その形態は、さまざまである。例えば、東京都は独自予算による「子供の居場所創設事業」の一環として、小学生を中心としてすべての児童を対象とした学習支援、居場所の提供、親に対する養育支援に加え、食事の提供を行っている場合に補助対象としている。また、兵庫県は、ふるさと納税の仕組みを用いて、県内の町域において生活困窮者世帯を対象とする学習支援・食事の提供、生活習慣の獲得を目的とした事業に対して県民が助成するシステムを構築している(平成 28 年 3 月現在 4 か所)。鳥取県は、平成 28 年度に「子どもの未来応援団」ネットワーク支援事業を立ち上げ、子ども食堂や子どもの居場所作り事業を実施したい団体等のネットワークづくりのための支援を行っている(平成 28 年度予算 30 万円)。

また、長野県は、「子ども食堂」ではないものの、「子どもへの居場所づくりモデル事業」において、明確に「貧困家庭等への食事提供」を目標として掲げている。本事業では、企業等から寄贈された食料を、放課後子どもクラブにおいて親の帰宅時間が遅い子どもに提供する仕組みを構築している。食料供給の仕組みまで取り込んだ事業として注目に値する。

グッド・プラクティス

滋賀県 「遊べる・学べる淡海子ども食堂」モデル事業

滋賀県は、社会福祉協議会滋賀の縁創造実践センターが、滋賀県内の子ども食堂を推進する目的で「遊べる・学べる淡海子ども食堂」モデル事業を行っており「淡海子ども食堂推進費」としてフォーラムの開催、食堂開設準備講座(7 回)、食堂交流学習会(4 回)、手引書、初年度助成(20 万円)、2 年目助成(10 万円)などの推進事業を行っている(平成 28 年度予算 968 万円)。

(2)夕方から夜の居場所支援

貧困世帯においては、親が深夜まで働いているなどの理由で、子どもが夜間一人または子どものみで過ごしたり、夕食であっても孤食であることが多い。しかし、学童保育や児童館などの公共

施設は、大半が夕方までの開所となっているため、これらの子どもの夜間の居場所事業の必要性が指摘されている。

本調査においては、21 の自治体が、市区町村・民間に委託または補助する形による「夕方から夜の居場所支援」を行っていると回答している。これらの多くは、学習支援を兼ねた「子どもの居場所づくり事業」であり、その対象は生活保護受給世帯の子ども、ひとり親世帯の子ども、などである。また、既存の放課後児童クラブ（学童支援）を「居場所事業」として位置付けている自治体もある。

夜間時の子どもの養護については、かねてからひとり親世帯に対するショートスティ（短期入所生活援助事業）やトワイライトスティ（夜間養護等事業）が厚労省の枠組みで実施されているが、これらは必ずしも貧困層の子どもを対象とするものではない。

Ⅲ ひとり親世帯への支援関連

（1）支援策をまとめたパンフレットの製作・配布

このカテゴリで最も多くの都道府県が独自で行なっていた事業は、「支援策をまとめたパンフレットの製作・配布」事業だった。都道府県として実施していないところは 10 にとどまった。「実施していない」と回答した中にも、実施にあたり内閣府交付金に申請予定とした所があった。パンフレット製作・配布事業は、元々独自で実施している所が多く、それに国庫金利用がついて来ている形となっている。例えば、当初、独自予算で申請していたが、パンフレットの項目の中で国庫利用できるものがあったため、最終的には一部国庫利用とした県があった。また、昨年度は子育て支援の項目において国庫利用が可能だったため、一部国庫利用を行ったが、それまでは100%独自予算で行っていたが、次年度、もし国庫利用できなくなっても 100%独自事業として行うと回答した県もあった。このように、パンフレットに盛り込まれている項目に応じて国庫利用をするなど、様々な工夫がみられた。さらに、パンフレットの配布にあたっては、石川県のように、児童扶養手当の現況届の届け出の際など、支援対象者が行政にアクセスする機会がある時に、役所側から案内・配布をするなど、工夫がみられた。

(1)支援策をまとめたパンフレットの製作・配布	件数	%
実施していない	10	21.7
実施（予定）	36	78.3
独自予算	(16)	(34.8)
合計	46	100.0

(2)「児童扶養手当」への上乗せや貸付等の経済的支援

「児童扶養手当」への上乗せや貸付等の経済的支援は、18 自治体で実施しているが、独自予算で行なっている自治体は非常に少ない。実施している自治体の多くでは貸付を行っていることが分かった(主に母子・寡婦福祉資金貸付制度)。財源は主に都道府県と借り入れを行った者からの返済金だった。その一方で、東京都、京都府は児童扶養手当への上乗せ・横だし給付を行っている。児童扶養手当の上乗せ(給付)をしているところがある一方、貸付という形で経済支援を行っている都道府県もあり、支援の形は地域によって異なっている。

(2)「児童扶養手当」への上乗せや貸付等の経済的支援	件数	%
実施していない	28	60.9
実施(予定)	18	39.1
うち独自予算	(3)	(6.5)
合計	46	100.0

グッド・プラクティス

京都府　母子世帯への所得制限なしの給付金

京都府は、「母子家庭奨学金」として、母子世帯の母親が、乳幼児から高校生までの子どもを養育している場合、一定金額を支給している。

所得限度額は特に定めておらず、母子福祉推進員、または民生委員などによって、ひとり親世帯であると証明された母子世帯を対象に、年額:乳幼児 11,000 円、小学生 21,500 円、中学生 43,000 円、高校生 64,000 円が支給される。更に高校入学支度金として、35,000 円を支給している。この奨学金は、所得制限がないだけでなく、使用の用途も定められていないことが特徴である。

グッド・プラクティス

東京都　ひとり親世帯等への児童育成手当

東京都においては「児童育成手当」として、父または母がいない等の児童を扶養している保護者に対し、所得制限(扶養親族などの人数に応じ、年間所得 360 万 4000 円から一人に付き 38 万円を加算したもの)を設け、児童一人につき月額 13,500 円を支給している。

(3)出産関連費用の補助

出産関連費用の補助は、独自予算での実施は非常に少なく、都道府県として実施していない所が 39 自治体と 9 割近かった。出産関連費用の補助は、「出産育児一時金」が 42 万円、退職後でも用件を満たしていれば得られる「出産手当金」が最大 54 万円、更に「出産費用貸付制度」があり、もともとの金銭的支援が他の支援と比べ、充実していることが理由として挙げられるだろう。出産関連費用の独自事業としては、不妊治療の助成など、一歩踏み込んだ支援が特徴的であった。

(4)保育園・学童保育の保育料補助

保育園・学童保育の保育料補助は、パンフレット製作の次に独自に行っている自治体が多かった。自由記述によると、保育園・学童保育補助は、ひとり親、貧困世帯の有無に関わらず、主に多子世帯の、特に第 3 子以降をターゲットにしているところがほとんどだった。「複数の子どもの同時入所を要件とせずに第 3 子以降の保育料を軽減」とした所が複数あり、さらに、第 3 子における保育料の軽減上乗せに加え、その対象を「幼稚園等」に拡大する自治体も複数みられた。

多子世帯の補助を上乗せする理由として、保育所の第 3 子以降の補助は、通常同時期入所にしか認められていないことにあるだろう。「3 人目無料制度を利用するには立て続けに産んで上の子が卒園するまでの数年しか適用されない→立て続けに生むと会社が迷惑→会社を辞める」といった声も聞かれることから、国の枠では満たしきれていない利用者ニーズに柔軟に対応した施策となっている。

(5)ひとり親への伴走型支援等の就労支援

「ひとり親への伴走型支援等の就労支援」を独自で実施している都道府県も少なく、17 自治体が「実施していない」と答えた。平成 15 年に創設された、母子家庭等就業・自立支援事業において、母子自立支援プログラム策定等事業の実施状況が 83%の自治体にとどまる(平成 24 年)ことから、まずはこれらの事業の充実からということであろう。

伴走型支援については、(a)支援者がマンツーマンで対応する、(b)相談や交流のための定まった場をもたない、(c)継続的に支援を行う、(d)横断的支援である、といった要素をかね備えたものととらえることができる。この観点を参考に、各都道府県がどのような取り組みを行っているか検討した。その結果、ほとんどの都道府県で実施されている支援は「横断的支援」であることが分かった。多くの場合は、社会福祉事務所などの場所で、就労、生活、養育費などの相談を一括で行っている。しかし、これは施設が開いている時間帯に、その施設に相談者が出向いていかなければならないという困難がある。この困難への対応において、独自性があると考えられた新潟県の取り組みを紹介する。

グッド・プラクティス

新潟県　ひとり親への伴走型支援などの就労支援

新潟県では、親家庭の親等の就業・自立を支援するため、生活・就業相談、無料職業紹介、資格取得、履歴書職務経歴書の書き方、面接準備 などの就職準備にかかる相談を一手に受けるだけでなく、相談者の希望する時間・場所に、相談員が出向いていく「出張就業相談」を行っている。これは、今回定義した 4 つの条件を満たす伴走型就労支援であるといえよう。

新潟県の「出張就業相談」にかかる料金は無料である。来所は勿論のこと、自宅・公共施設などを含む、利用者が希望するあらゆる場所での相談が可能である。さらに面談だけでなく、電話相談にも対応する。曜日も平日、土日祝日すべてに対応、時間は 9:30～21:00 の間で予約が可能になっている。予約の時間は平日であるが、9:30～18:00 まで可能になっている。今回紹介した新潟県の事業は、「支援を受ける為に行く役所の時間を変更して欲しい。支援を受ける手続きのために仕事を休まなければならない」という、ひとり親のニーズに対応した独自事業だといえる。

Ⅳ 住宅支援

（1）ひとり親世帯への公営・民間住宅の家賃補助等の住宅支援

ひとり親世帯への住宅支援をなんらかの形で行っている都道府県は 14 自治体であった。母子寡婦福祉資金貸付制度により、家賃や転居費の貸付事業が全国で実施されているほか、公営住宅への優先入居が行われている。

（2）都道府県による子育て世帯への家賃補助などの住宅支援

子育て世帯に対して、家賃補助などの住宅支援を行っているのは 16 自治体であった。国の「特定優良賃貸住宅制度」を活用し、国及び都道府県の補助により家賃負担を軽減する中堅所得層を対象とするファミリー向けの賃貸住宅は多くの自治体で供給されているが、ここで注目したいのは、低所得の子育て世帯の住宅の安定、住環境の改善に資する施策である。そのうち、県営住宅を活用している埼玉県の事例をグッド・プラクティスとして紹介したい。

グッド・プラクティス

埼玉県　子育て支援住宅・若年世帯向け子育て支援住宅供給事業

埼玉県では、低所得の子育て世帯の住宅問題に対応するために、平成 17 年 7 月から県営

住宅の中でも比較的新しい築 25 年以内の物件を「子育て支援住宅」として、18 歳未満の子供のいる世帯または夫婦両方が 40 歳未満の夫婦のみの世帯を対象に入居募集をしている。応募倍率は平成 27 年度で 2.62 倍（県営住宅全体では 3.8 倍）。

平成 28 年度からは、子ども貧困問題に住宅の領域から対処するために、夫婦ともに 34 歳以下で、世帯全員の収入の総額が、県営住宅の収入基準内（原則として月額 158,000 円以下）である若年の低所得世帯を対象として、県営住宅を活用した若年世帯向け子育て支援住宅供給事業を実施している。初年度は 400 戸、4 年間で合わせて 2,000 戸を供給する計画である。民間の賃貸住宅と比べて安価なことから、その差額を子を産み育てるために必要な費用に充てることができ、また、一定の広さなどの居住水準を満たした住宅を提供することで、出生率の向上に寄与すること目的としている。2DK～3DK の間取りで、家賃は 3 万円程度。

Ⅴ その他：ワンストップ相談窓口

自由記述のなかから、ユニークな取り組みとして、福岡県が平成 28 年 6 月から実施している生活に困窮する子育て世帯のためのワンストップ相談窓口を紹介する。

グッド・プラクティス
福岡県　子ども支援オフィス

福岡県では、生活に困窮している子育て家庭の支援を強化するため、県内に 4 か所ある生活困窮者自立相談支援事務所（グリーンコープ生活協同組合ふくおかに委託）の人員を各 1～2 名、合計 7 名増員し、子育て家庭向けのワンストップ相談窓口「子ども支援オフィス」を平成 28 年 6 月より設置している。子ども支援オフィスでは、相談者が抱える問題に応じた最適な支援を盛り込んだ個別支援計画を作成し、関係機関と連絡・調整することで、相談者が必要とする支援を受けられるようにするとともに、積極的に対象家庭に出向くなどして伴走型の支援を行っている。子育て家庭からの相談を専門的に担当する 7 名のスタッフの内訳は、児童福祉に精通し、かつ相談支援にたけた人材として配置したコーディネーター4 名、コーディネーターとともに支援にあたる支援員 3 名で、いずれも常勤である。現在のコーディネーターは、保育所、児童養護施設、小学校、幼稚園等で保育士や教員などとしての経歴をもっている。

支援に当たっては、児童相談所、保育所や幼稚園、学校、行政などの担当者、民生・児童委員などで構成する連絡会を地域ごとに設置し、そこでケース検討を行い、多角的な視点で支援計画の策定や修正を行っていくことをめざしている。民生・児童委員には、地元で相談を受けた場合に、相談窓口を紹介するなど、生活困窮した時の相談窓口があることを地域住民に周知する手助けを期待している。開設から 1 か月で 22 件の相談があり、そのうち 6 件について支援

計画を立てて支援を行っている。財源は生活困窮者自立支援事業の国庫負担金を活用している（国 3／4、県 1／4）。県の担当課は保護・援護課。

また、うち3か所の子ども支援オフィスには高校生就学相談支援員を 1 名配置し、相談に来た困窮家庭の高校生や、生活保護ケースワーカーから連絡を受けた生活保護受給家庭の高校生に対するカウンセリングや奨学金の紹介などを行っている。支援する際には、通学している高校のSSWにも連絡し、連携して支援に当たる方針である。この取り組みを通して、高校中退率の低減や高卒後の進学率向上を図る狙いである。財源は国からの補助金（子ども学習支援）をあてている（国 1／2、県 1／2）。

4. 子どもの貧困対策事業・制度（実態調査・推進体制）

Ⅰ 子どもの貧困の実態調査関連

（1）都道府県全体の子どもや世帯を対象とした貧困率等の実態を把握する調査 （平成 26～28 年度）

近年、都道府県および基礎自治体による子どもの貧困の実態を把握する調査が盛んになってきている。当センターが把握しているものだけでも、東京都、沖縄県、群馬県、愛知県、大阪府、高知県などの 10 自治体が実施済または今年度中に実施予定であり、また、北海道も調査の計画を進めている。

中でも、沖縄県は、各市町村における全住民の住民税と社会保障給付のデータを用いて、都道府県単位の貧困率を推計しており、特記できる。行政データを用いて貧困率を推計する試みは全国初であり、この方法は市町村レベルでも可能であり、予算も非常に少額で行うことができるため、他の都道府県および市町村への普及が望まれる（詳細はグッド・プラクティスを参照のこと）。

また、沖縄県では行政データを用いた推計以外にも、子どもたちの現在おかれている状況の把握とその生活実態と家庭の経済状況との関連性の分析のため、県内の小学校 32 校の小学 1 年生の保護者、23 校の小学 5 年生の子どもおよびその保護者、中学校 18 校の中学 2 年生の子どもおよびその保護者を対象とした調査を実施している。このような子どもおよび保護者を対象としたアンケート調査による子どもの貧困の実態把握は、沖縄県の他にも東京都・群馬県・愛知県・大阪府などが全体の子どもや世帯を対象とした大規模の調査を予定している。群馬県では県内に在住の 18 歳以下の子ども 3 千人を対象、愛知県では小学 1 年生の保護者（就学直後）・小学 5 年の子どもと保護者（塾に通う時期）・中学 2 年の子どもと保護者（進路決定期）を対象、大阪府では大阪市など 13 市町と連携して小学 5 年生と中学 2 年生の子どもがいる約 8 万 6 千世帯を対象とした調査を行う予定でいる。

東京都においては、都内の4自治体における小学 5 年生・中学 2 年生・16-17 歳の子ども及びその保護者の調査を行っているほか、3 自治体において 16～23 歳の年齢層の若者の実態調査を行っている。この若者調査は、中卒・高校中退層の就労状況や、高校生・大学生の就学と就労状況などを踏まえた生活困窮の状況を把握することを目的としており、他の自治体が対象としている小中学生とは異なる年齢層の子どもの状況が把握できる。

グッド・プラクティス

沖縄県　沖縄県子どもの貧困率調査

沖縄県では、県内 41 市町村のうち、子どもの貧困率算出に関するデータの提供のあった 35 自治体の可処分所得算出用データを使用し、そのうち、すべてのデータが突合せ（マッチング）可能であった 8 自治体を用いて子どもの相対的貧困率と 18 から 64 歳の大人が1人の世帯における貧困率を算出した。推計は、県が「沖縄県子ども総合研究所」に委託し、沖縄県内の市町村の協力のもと、学識経験者が行った。調査で用いたデータは、市町村の住民基本台帳をベースに平成 26 年の住民税データベースから、世帯人数、子ども人数、給与収入、給与所得、所得の計および確定税額の所得税額、住民税額、固定資産税額などのデータを抽出し、それを社会保障制度からの給付データ（公的年金給付額、児童手当、児童扶養手当、生活保護給付、社会保険料）と世帯番号をもとに突き合わせたものである。

アンケート調査においては貧困率の算出に必要である正確な等価世帯可処分所得を把握することがほぼ不可能である中、各市町村の全子どもを推計サンプルに含めることができ、かつ、正確な等価世帯可処分所得のデータを用いることができる。

また、この方法は市町村など比較的に小さい地域にも適用することができ、どの地域でも行うことが可能である。しかし、欠点としては、突合する作業は自治体職員が行わなくてはならないため、自治体職員の負担が大きいことがある。

（２）低所得層・ひとり親世帯等を対象とした支援ニーズ等の実態を把握する調査（平成 26～28 年度）

全都道府県の半数以上（24 自治体）が調査を実施または実施予定で、そのうち 10 自治体が独自予算で実施としている。この支援ニーズ等の実態を把握する調査について、（1）の調査と比べ実施数が多くみられたのは、平成 27 年度・内閣府補正予算で創設された「地域子供の未来応援交付金（都道府県は特別承認、300 万円または大臣が必要と認めた額、補助率：国 3／4・都道府県 1／4）」の積極的な活用などが考えられる。

10 自治体における調査の大まかな傾向は次のとおりである。まず、調査対象者の選出、方法、回収率を見ると、すべての自治体でひとり親のみを調査対象としていることが分かった。この方法は、ふたり親世帯と比較しての困り度は未知数であるが、「困っている」ことを前提に、ニーズ調査するのであるなら、簡便なやり方である。調査票の配布、回収においては、児童扶養手当の現況届などの提出および申請の際に配布・回収するなど、郵送と組み合わせることで、郵送での平均的は回収率、30％前後に比べ、約 50％から 70％前後に引き上げられていた。

独自事業ではあるが、予算をほとんどかけなかったと答えた自治体では、「就業状況」と「世帯年収」などを聞くにとどめるといった、非常にピンポイントな調査を行い、事業策定の根拠とする工夫

がみられた。また、支援事業の告知を兼ね、制度の利用状況調査のみを行う自治体もあった。

一方で非常に綿密な調査を行い、基礎資料とする自治体が多く見られた。個人属性以外で特に多くの自治体で聞かれていた項目は、「住居形態」、「就労状況」、「転職希望の理由」、「養育費の取り決め方法」、「取り決めをしなかった理由」、「受給状況」であった。特に養育費の「受給状況」は全ての調査に盛り込まれた。一方養育費に比べ、「面会交流に関する質問項目」を設けた自治体は7に留まった。独自の項目の一例として、それぞれ「仕事を見つける手段」、「在宅勤務の関心度」、「預貯金の取り崩し有無」、「借金有無」、「ひとり親になって諦めたこと(子供の進学など)」などが挙げられた。

このように、行政ならではの調査票の配布、回収方法により回収率を高める工夫をし、更に、調査の目的に応じて大胆に調査項目を減らす、逆に詳細に調査をし、独自項目を設けるなど必要に応じ、様々な工夫が見られた。

グッド・プラクティス

長野県　「子どもの声アンケート」

長野県では平成 27 年に児童扶養手当を利用するひとり親家庭にアンケート調査(18,761 世帯配布・9,350 世帯回収、回収率 49.8%)を行い、保護者対象の調査票と一緒に子どもへも「子どもの声アンケート」を実施した。児童養護施設や里親のもとで暮らす子どもへも実施し、4,754 人からの回収があった。内容は、(1)将来なりたい職業について、(2)将来進学を希望する学校種、(3)将来の希望をかなえるために必要なもの、(4)学習支援について(ひとり親家庭のみ)、(5)行きたい学校に行くのに必要なもの(児童養護施設のみ)の 5 項目である。この調査による実態把握から、県の計画策定が進んだ。

「(3)将来の希望をかなえるために必要なもの」の質問に対する「お金」の回答は、ひとり親家庭の子どもの 66.5%(「学力・勉強」76.7%に次いで 2 番目に多い)、児童養護施設で暮らす子どもの 69.9%(1番多い)、里親のもとで暮らす子どもは 59.1%(「学力・勉強」63.6%に次いで 2 番目に多い)だった。

子どもの声自由記入にはサッカー選手になりたい子ども(小学校 4 年～6 年生)が「僕はサッカーが好きでクラブに入りたいが、母子家庭で生活するのにも大変でお金が無いので入りたくても入れません。会費もユニフォームも無料のところがあればいいなと思います。」と回答、なりたい職業でオーケストラで活躍することをあげている子ども(中学校 1 年～2 年)が「お金がないから将来の夢はかなわない。お母さんが入院した時、家にずっと一人で困ったけど誰も助けてくれなかった。もし、お母さんが死んでしまったら高校にも行けないと思う。お父さんは手紙を出しても何もしてくれないし、返事もない。お母さんは仕事をしても、私の学校の用事で会社を休むと、嫌な顔をされてしまい、すぐに会社をやめてしまう。かわいそうだから学校に来なくてもいいように、参観日とか役員を無くしてほしい」と回答するなど、切実な子どもの声があがった。

Ⅱ 子どもの貧困対策の推進体制関連

(1)「子どもの貧困対策課」等の専門の担当部署設置

多くの都道府県では福祉や子育て支援などに関わる部署に子どもの貧困対策の担当を置いている。他の施策との「兼務」で対策に従事していると考えられるが、沖縄県では子ども生活福祉部青少年・子ども家庭課の中に「子ども未来政策室」を設置し、子どもの貧困対策に特化した部署として室長も含め 9 人体制で対策に従事している。

(2)教育や福祉等の多様な分野の関係課が全庁・横断的に取り組む「子どもの貧困対策推進会議」等の設置

実施していた 30 自治体では、大きく分けて、2 つの形で対策の推進体制がとられている。一つは、子どもの貧困対策単独で全庁的な推進体制がとられており、実施または実施予定の都道府県のうち少なくとも 13 自治体はそのような体制をとっている。もう一つは、子ども関連施策等の推進会議の中で一体的に取り組む体制や部会を設置する体制がとられている。

神奈川県では、高校生や大学生も加わる「かながわ子どもの貧困対策会議」を設置し、「子ども部会」として子どもの視点で子どもの貧困対策を議論し意見を反映する体制をとっている。山形県や長野県、福岡県などでは教育と福祉関係に留まらず、建設部や商工部・農林水産部・警察本部など全庁的な形で多様な部が対策に取り組む体制をとっている。

グッド・プラクティス

神奈川県　かながわ子どもの貧困対策会議・子ども部会

かながわ子どもの貧困対策会議では、高校生と大学生のメンバーで構成する「子ども部会」が設置されており、対策に子どもの声が活かされるよう取り組まれている。子ども部会が設置されるきっかけとなったのは、平成 27 年に日本青年会議所が開催した「かながわハイスクール議会 2015」において子どもの貧困問題に関する委員会の高校生から知事へ提言があったことである。

その委員会を務めた学生は、ひとり親家庭など当事者性の強い学生だけでなく幅広く同世代の学生も一緒に話し合うことで、周りの理解も深めながら県の施策につなげたいと話す。平成 28 年 5 月に開催された第1回かながわ子どもの貧困対策会議では、高校生からの提案として「講演会の企画・開催」「子どもたちへの交流・相談会の実施」「マンガ版子どもの貧困対策（神奈川県の子どもの貧困対策推進計画を子どもにでも分かりやすいマンガ版で作成する）」などがあった。

（3）当事者や支援者、研究者等と連携・協働するネットワーク会議の設置

13 自治体から実施または実施予定と回答があった。

北海道では、市町村や当事者であった方々、支援を行う団体などと連携・協働するネットワークを構築し効果的な取組を促進するための「北海道子どもの貧困対策ネットワーク会議」を設置し、実態調査や居場所づくりについて議論が行われている。沖縄県では、教育・医療・福祉の関係団体、経済・労働の関係団体など官民 105 団体でつくる「沖縄子どもの未来県民会議（仮称）」を設置し、広報啓発活動や民間資金を活用したボランティアなどの活動の支援が行われている。長野県でも、民間団体と行政の協働による「オール信州」での取組強化のために「長野県将来世代応援県民会議（仮称）」の創設が予定されている。

グッド・プラクティス

北海道　北海道子どもの貧困対策ネットワーク会議

北海道子どもの貧困対策ネットワーク会議では、現在 2 つのワーキンググループを設置している。一つは、多世代の交流広場や草の根の学習支援、訪問と居場所活動、ひとり親家庭の当事者による学生団体などの人々と連携・協働して居場所づくりと相談支援に関する北海道の施策について議論するグループがある。もう一つは、大学や道内の自治体、ひとり親家庭を支援する団体、経済的に苦しい家庭などの人々と同じく連携・協働して子どもの貧困の実態について継続的な把握や分析、北海道と市町村の地域の状況に応じる役割について検討するグループがある。

設置要綱によると、このネットワーク会議は北海道子どもの貧困対策推進計画の計画期間である平成 31 年 3 月 31 日までを設置期限としており、計画策定時だけではなく、計画策定後も民間の声を丁寧に取り入れながら対策を展開する推進体制が実現されている。

5. 考察

平成 26 年1月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」、そして、平成 26 年 8 月に「子供の貧困対策に関する大綱」が施行され、地方公共団体は「基本理念にのっとり、子どもの貧困対策に関し、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する」（第四条）ことが明記された。これを受けて、各自治体においては、子どもの貧困対策計画を策定しており、昨年度の都道府県別子どもの貧困対策計画『見える化』プロジェクトの調査によるとほとんどすべての都道府県で子どもの貧困対策に資する計画が策定されている（都道府県別子どもの貧困対策計画『見える化』プロジェクト, 2016）。しかし、日本においては長い間「貧困対策」を明確に目標に掲げた施策が講じられてこなかったことから、多くの自治体においては、具体的にどのような政策・制度を設けるべきなのかが見えておらず、手探りで対策づくりを行っている状況である。特に、都道府県は、対象者の子どもに直接アクセスができる市区町村に比べて、どのように子どもの貧困対策が選択肢としてあるのかが見えにくい。そのため、多くの自治体においては、中央政府のモデル事業や、マスコミに紹介された事業、他県にて実施されている事業を模倣して始められている。

そこで、本プロジェクトは、都道府県において、どのような子どもの貧困対策事業がラインアップとして存在するのかを把握し、中でも、独創的な取り組みが行われている事業を「グッド・プラクティス」として紹介することを目的とした。調査は、震災の影響で調査が不可能であった熊本県を除きすべての都道府県のご協力を得て回答いただいた。

プロジェクト当初、チームは広域自治体である都道府県による「グッド・プラクティス」については大きな期待は持っていなかった。しかしながら、各都道府県からの回答、ホームページなどの公開情報、および都道府県庁への電話インタビューをもとに結果を集積してみると、多くの自治体が創意工夫をしながら「グッド・プラクティス」を行っていることがわかった。これらの事業は、新しい政策・制度を模索している他の都道府県にとって大きな道しるべとなるであろう。

一般的に、子どもの貧困対策は、（1）家計軽減アプローチ、（2）福祉・保健分野アプローチ、（3）教育アプローチがあると考えられる。（1）家計軽減アプローチは、現金給付や居住費の軽減、教育費の軽減など、（2）福祉・保健分野からのアプローチとしては、貧困から発生する生活困難を直接緩和するもの、例えば、「子ども食堂」による食の提供や、子どもの居場所事業、児童養護施設に入所する子どもを対象とするものなど、（3）の教育アプローチにおいては、学校における教員やスクールソーシャルワーカーの加配や低学力の子どもへの補講などが挙げられる。このうち、（3）の教育アプローチの政策は通常の教育政策に組み込まれているため今回の調査からは漏れているが、（1）と（2）については多彩な事業が行われていることがわかった。

本調査によって明らかになった一つの知見は、（1）の家計軽減アプローチの政策が、都道府県という広域自治体において、さまざまな形で可能であるということである。東京都、京都府によるひとり親世帯等に対する独自の給付金や、大阪府による私立高校無償化・授業料負担軽減制度、埼玉

県による子育て支援住宅・若年世帯向け子育て支援住宅供給事業、北海道の高等学校生徒遠距離通学費等補助事業、などがこれにあたる。これらの政策は教育費、住宅費、通学費など家計における大きな費目をカバーし、生活困窮に陥らないようにする予防措置的な意味合いも大きい。

（2）のアプローチの政策については、既に多くの都道府県が何らかの形で実施しているが、中には、独自の仕組みを組み込むことにより、その効率化を図っているものがある。例えば、福岡県の子供支援オフィスや、新潟県のひとり親への伴走型支援などは、既存の政策・制度をより有効的に活用することに寄与しており、評価に値する。また、滋賀県の「遊べる・学べる淡海子ども食堂」モデル事業は既存の「子ども食堂」を普及させる画期的な取り組みである。

最後に、子どもの貧困対策を推進するための調査および仕組みづくりも、都道府県の重要な役割である。子どもの貧困実態調査については、貧困率を初めて県として推計した沖縄県の取り組みは貴重であり、すでに、他県や市区町村にも波及効果が出ている。また、長野県の子どもの声を聞き取る調査や神奈川県のかながわ子どもの貧困対策会議・子ども部会は、政策は誰のためのものかという政策立案の根幹を問う取り組みであり、他の自治体に普及することが望まれる。

最後に、財源の問題について触れておきたい。どのような政策・制度においても、まず、必要なのは財源である。子どもの貧困対策を都道府県の施策の中心に考えるならば、事業は都道府県の一般財源にて行われることが望ましいが、それを補完する財源として、多くの自治体において創意工夫が見られた。例えば、兵庫県によるふるさと納税の仕組みを使った事業、沖縄県による県民からの基金の活用、滋賀県の社会福祉法人などからの支援金などである。国も自治体も財政状況が厳しい中、これらの複数の財源調達方法も同時に開拓していく必要があろう。

【参考文献】

あすのば・日本大学共同研究　都道府県別子どもの貧困対策計画『見える化』プロジェクト（2015）
「子どもの貧困対策計画の策定状況に関する調査結果・中間報告」
http://usnova.sakura.ne.jp/report_20151208.pdf

6. 資料

付表1　事業ごとの実施自治体数

1　制度・事業（教育支援）

Ⅰ　幼児教育関連

(1)幼稚園の保育料補助	件数	%
実施していない	23	51.1
実施している(予定)	22	48.9
合計	45	100.0

Ⅱスクールソーシャルワーカー（SSW）関連

(1)SSW 雇用事業（小中学校・教育事務所等派遣）	件数	%
実施していない	0	0.0
実施している(予定)	46	100.0
合計	46	100.0

(2)高等学校への SSW 配置・派遣事業	件数	%
実施していない	6	13.0
実施している(予定)	40	87.0
合計	46	100.0

Ⅲ学習支援関連

(1)小中学生への学習支援事業（都道府県直営）	件数	%
実施していない	32	71.1
実施している(予定)	13	28.9
合計	45	100.0

(2)小中学生への学習支援事業（市区町村・民間に補助・委託）	件数	%
実施していない	4	8.7
実施している(予定)	42	91.3
合計	46	100.0

(3)高校生への学習支援事業（都道府県直営）	件数	%
実施していない	36	80.0
実施している(予定)	9	20.0
合計	45	100.0

(4)高校生への学習支援事業（市区町村・民間に補助・委託）	件数	%
実施していない	29	63.0
実施している(予定)	17	37.0
合計	46	100.0

(5)(民間に委託・補助で実施の場合)NPO 団体との連携	件数	%
実施していない	29	64.4
実施している(予定)	16	35.6
合計	45	100.0

(6)学習支援事業での有償ボランティア(賃金の補助)	件数	%
実施していない	27	60.0
実施している(予定)	18	40.0
合計	45	100.0

Ⅳ進学支援関連

(1) 低所得層・ひとり親世帯等への高校・大学・専修学校等 受験費用・入学金補助	件数	%
実施していない	27	58.7
実施している(予定)	19	41.3
合計	46	100.0

(2)低所得層・ひとり親世帯等への塾・習い事等の費用補助	件数	%
実施していない	39	84.8
実施している(予定)	7	15.2
合計	46	100.0

Ⅴ高等学校関連

(1)低所得世帯の私立高等学校の授業料無償化	件数	%
実施していない	14	30.4
実施している(予定)	32	69.6
合計	46	100.0

(2)低所得層・ひとり親世帯等の通学費補助	件数	%
実施していない	28	60.9
実施している(予定)	18	39.1
合計	46	100.0

(3)低所得層・ひとり親世帯等の学用品・制服等補助	件数	%
実施していない	18	39.1
実施している(予定)	28	60.9
合計	46	100.0

(4)中退予防に関する事業	件数	%
実施していない	22	47.8
実施している(予定)	24	52.2
合計	46	100.0

(6)ひきこもり状態にある生徒への支援事業	件数	%
実施していない	24	52.2
実施している(予定)	22	47.8
合計	46	100.0

＊(5)キャリアカウンセラー配置事業は高校に配置される「キャリアカウンセラー」以外を想定した回答が多いと思われたことから、集計結果から削除した。

2 制度・事業(生活・就労・経済的支援)

Ⅰ児童養護施設関連

(1)施設等退所後の相談支援・就職活動支援事業	件数	%
実施していない	17	37.0
実施している(予定)	29	63.0
合計	46	100.0

(2)施設退所者等の自立支援金貸付事業	件数	%
実施していない	3	6.5
実施している(予定)	43	93.5
合計	46	100.0

Ⅱ食生活・放課後支援関連

(1)子どもの朝食への支援事業	件数	%
実施していない	45	97.8
実施している(予定)	1	2.2
合計	46	100.0

(2)「子ども食堂」事業(都道府県直営)	件数	%
実施していない	46	100.0
実施している(予定)	0	0.0
合計	46	100.0

(3)「子ども食堂」事業(市区町村・民間に委託・補助)	件数	%
実施していない	36	78.3
実施している(予定)	10	21.7
合計	46	100.0

(4)夕方から夜の居場所支援(都道府県直営)	件数	%
実施していない	45	100.0
実施している(予定)	0	0.0
合計	45	100.0

(5)夕方から夜の居場所支援(市区町村・民間に委託・補助)	件数	%
実施していない	25	54.4
実施している(予定)	21	45.7
合計	46	100.0

(6)中学校給食のための市区町村への補助	件数	%
実施していない	42	95.5
実施している(予定)	2	4.6
合計	44	100.0

Ⅲひとり親世帯への支援関連

(1)支援策をまとめたパンフレットの製作・配布	件数	%
実施していない	10	21.7
実施している(予定)	36	78.3
合計	46	100.0

(2)「児童扶養手当」への上乗せや貸付等の経済的支援	件数	%
実施していない	28	60.9
実施している(予定)	18	39.1
合計	46	100.0

(3)出産関連費用の補助	件数	%
実施していない	39	88.6
実施している(予定)	5	11.4
合計	44	100.0

(4)保育園・学童保育の保育料補助	件数	%
実施していない	28	60.9
実施している(予定)	18	39.1
合計	46	100.0

(5)ひとり親への伴走型支援等の就労支援	件数	%
実施していない	17	37.0
実施している(予定)	29	63.0
合計	46	100.0

(6)公営・民間住宅の家賃補助等の住宅支援	件数	%
実施していない	32	69.6
実施している(予定)	14	30.4
合計	46	100.0

Ⅳその他

(1)子育て世帯への家賃補助などの住宅支援	件数	%
実施していない	30	65.2
実施している(予定)	16	34.8
合計	46	100.0

(2)医療費の補助	件数	%
実施していない	3	6.5
実施している(予定)	43	93.5
合計	46	100.0

３ 制度・事業（実態調査・推進体制）

Ⅰ子どもの貧困の実態調査関連

(1)都道府県全体の子どもや世帯を対象とした貧困率等の実態を把握する調査（2014 年度～2016 年度）	件数	%
実施していない	35	76.1
実施している(予定)	10	21.7
検討中	1	2.2
合計	46	100.0

(2)低所得層・ひとり親世帯等を対象とした支援ニーズ等の実態を把握する調査（2014 年度～2016 年度）	件数	%
実施していない	22	47.8
実施している(予定)	23	50.0
検討中	1	2.2
合計	46	100.0

Ⅱ子どもの貧困対策の推進体制関連

(1)「子どもの貧困対策課」等の専門の担当部署設置	件数	%
実施していない	38	82.6
実施している(予定)	8	17.4
合計	46	100.0

(2)教育や福祉等の多様な分野の関係課が全庁・横断的に取り組む「子どもの貧困対策推進会議」等の設置	件数	%
実施していない	16	34.8
実施している(予定)	30	65.2
合計	46	100.0

(3)当事者や支援者、研究者等と連携・協働するネットワーク会議の設置	件数	%
実施していない	33	71.7
実施している(予定)	13	28.3
合計	46	100.0

付表3 調査票　都道府県の子どもの貧困対策調査 ＜調査票＞

ご回答日	2016 年　　月　　日
都道府県名	
ご回答に関する問い合わせ先	
部署名	
ご担当者様	
ご連絡先	電　話：　　Fax： メール：

＊ご回答いただいたのち、本回答用紙および関連資料を同封の封筒に入れて５月６日（金）までに投函してくださいますよう、お願い申し上げます。

1．貴県（都道府県）において、平成 28 年度は以下の事業を実施（予定）していますか？実施（予定）しているものに「○」をつけてください。また、その中で貴県の独自予算で実施（予定） しているものに「○」をつけてください。実施していないものは、実施していない欄に「○」をつけてください。

＊都道府県にて行っているものに限ります。都道府県内の基礎自治体および政令都市の事業は除きます。

＊可能であれば、具体的な事業内容や予算規模が分かる文書（予算要求書・事業概要書、各種会議の設置要綱等）の添付をお願いいたします。

① 制度・事業（教育支援）	実施（予定）	独自予算	実施していない
例）私立・公立幼稚園の保育料補助	○	○	○
Ⅰ 幼児教育関連			
(1)幼稚園の保育料補助			
Ⅱ スクールソーシャルワーカー（SSW）関連			
(1)SSW 雇用事業（小中学校・教育事務所等派遣）			
(2)高等学校への SSW 配置・派遣事業			
Ⅲ 学習支援関連			
(1)小中学生への学習支援事業（都道府県直営）			
(2)小中学生への学習支援事業（市区町村・民間に補助・委託）			
(3)高校生への学習支援事業（都道府県直営）			
(4)高校生への学習支援事業（市区町村・民間に補助・委託）			
(5)（民間に委託・補助で実施の場合）NPO 団体との連携			
(6)学習支援事業での有償ボランティア（賃金の補助）			

Ⅳ 進学支援関連			
(1)低所得層・ひとり親世帯等への高校・大学・専修学校等受験費用・入学金補助			
(2)低所得層・ひとり親世帯等への塾・習い事等の費用補助			
Ⅴ 高等学校関連			
(1)低所得世帯の私立高等学校の授業料無償化			
(2)低所得層・ひとり親世帯等の通学費補助			
(3)低所得層・ひとり親世帯等の学用品・制服等補助			
(4)中退予防に関する事業			
(5)キャリアカウンセラー配置事業			
(6)ひきこもり状態にある生徒への支援事業			
② 制度・事業(生活・就労・経済的支援)	**実施(予定)**	**独自予算**	**実施していない**
Ⅰ 児童養護施設関連			
(1)施設等退所後の相談支援・就職活動支援事業			
(2)施設退所者等の自立支援金貸付事業			
Ⅱ 食生活・放課後支援関連			
(1)子どもの朝食への支援事業			
(2)「子ども食堂」事業(都道府県直営)			
(3)「子ども食堂」事業(市区町村・民間に委託・補助)			
(4)夕方から夜の居場所支援(都道府県直営)			
(5)夕方から夜の居場所支援(市区町村・民間に委託・補助)			
(6)中学校給食のための市区町村への補助			
Ⅲ ひとり親世帯への支援関連			
(1)支援策をまとめたパンフレットの製作・配布			
(2)「児童扶養手当」への上乗せや貸付等の経済的支援			
(3)出産関連費用の補助			
(4)保育園・学童保育の保育料補助			
(5)ひとり親への伴走型支援等の就労支援			
(6)公営・民間住宅の家賃補助等の住宅支援			
Ⅳ その他			
(1)子育て世帯への家賃補助などの住宅支援			
(2)医療費の補助			
③ 制度・事業(実態調査・推進体制)	**実施(予定)**	**独自予算**	**実施していない**
Ⅰ 子どもの貧困の実態調査関連			
(1)都道府県全体の子どもや世帯を対象とした貧困率等の実態を把握する調査(2014 年度～2016 年度)			
(2)低所得層・ひとり親世帯等を対象とした支援ニーズ等の実態を把握する調査(2014 年度～2016 年度)			

Ⅱ 子どもの貧困対策の推進体制関連			
(1)「子どもの貧困対策課」等の専門の担当部署設置			
(2)教育や福祉等の多様な分野の関係課が全庁・横断的に取り組む「子どもの貧困対策推進会議」等の設置			
(3)当事者や支援者、研究者等と連携・協働するネットワーク会議の設置			

2．貴県（都道府）において、上記以外に子どもの貧困対策、生活困窮者対策、ひとり親支援などとして実施（予定）している事業はありますか？ある場合、その事業を以下に記述してください。また、上記事業および昨年度実施事業も含め特筆すべき　重点事業について自由に記述してください。新聞記事など参考資料がございましたら添付をお願い致します。

例１）　昨年度に実態調査を行い、県内の貧困率を算出した。その調査結果に基づいた対策（○○支援事業）を実施している。

例２）　県内全市町村の担当者、学校教員へ子どもの貧困に関する研修事業を実施予定。

例３）　都道府県独自の給付型奨学金を実施している。

① 制度・事業（教育支援）
（自由記述）

② 制度・事業（生活・就労・経済的支援）
（自由記述）

③ 制度・事業（実態調査・推進体制）

（自由記述）

その他

（自由記述）

大変ご多忙の中ご回答いただき、誠にありがとうございました。
ご不明なことがありましたら下記担当者までお問合せください。

〒192-0397 東京都八王子市南大沢 1-1 首都大学東京　子ども・若者貧困研究センター 担当者　阿部・小田川 TEL:042-677-2123／2126 FAX:042-677-2124	（共同研究・連絡先） 公益財団法人あすのば　担当者　村尾 TEL:050-3740-2889 日本大学文理学部　担当者　末冨 TEL:03-5317-9714(教育学科事務室)